

## 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について

### 1 検査の背景

#### (1) 参議院からの検査要請の内容

##### ア 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

##### イ 検査の内容

(ア) 東日本大震災に伴う被災等の状況

(イ) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

### 2 検査の着眼点

本院は、集中復興期間における復旧・復興事業の実施状況等の総括として、①東日本大震災に伴う被災の状況はどのようになっているか、国は、東日本大震災からの復旧・復興を推進するためにどのような取組を行っているか、②東日本大震災復興特別会計において措置された復旧・復興予算は、どのような経費に配分されているか、予算の執行は計画的、効率的に行われているか。また、復興債の発行及び償還は適時に行われているか、③復興関連基金事業(国庫補助金等を原資として設置造成又は積増し(設置造成等)が行われる基金により復旧・復興事業として実施される事業)及び復興交付金事業(東日本大震災復興交付金(復興交付金)を原資として基金の設置造成等を行うなどして実施される事業)において、使用見込みのない余剰金が基金に滞留するなどしていないか。また、補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業等の復旧・復興事業について、予算の執行は円滑かつ適切に行われているか、④被災地のうち津波等により甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県(東北3県)において、集中復興期間中に実施された復旧・復興事業によりどのような成果が得られているか、⑤原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する事業は円滑かつ迅速に実施されているか。また、国から東京電力株式会社(平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。「東京電力」)に対する求償は適切に行われているかなどに着眼して、検査を実施した。

### 3 検査の結果

#### (1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

##### ア 被害等の状況

各府省庁が所管する公共施設等の被災の状況は、基盤整備関係では被災地区海岸数677海岸、交通関係では道路(県及び市町村管理区間)における被災路線数6,293路線、農林水産業関係では津波により被災した農地面積21,480ha等となっている。また、全壊等の被害を受けた施設は、医療施設4,158施設、福祉施設1,626施設、学校施設等12,150施設等となっている。避難の状況は、29年2月13日現在の避難者数は、全国でなお123,168人に上っており、このうち東北3県の各県内の避難者数は、計77,946人となっていて全体の63%を占めている。

##### イ 国の復旧・復興への取組

復興基本方針では、復興期間は10年間とされ、当初の5年間は集中復興期間と位置付けられて、復興支援の体制、復興施策、事業規模、財源等に関する基本方針が定められた。また、27年6月の第13回復興推進会議において、集中復興期間終了後の28年度からの5年間は「復興・創生期間」と位置付けられて、復興基本法に基づき、28年3月に「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針が定められた。

原子力災害からの福島の復興再生に向けた主な取組については、24年3月に福島復興再生特別措置法が施行され、国は、同法に基づき福島復興再生基本方針を定めて、住民の安全のための除染等による放射能汚染対策を始めとする各種対策を計画的に講ずることとした。除染

等による放射能汚染対策について、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)に基づき、環境省等は、放射性物質により汚染された土壌等の除染等(汚染土壌等の除染等)、放射性汚染廃棄物処理事業(汚染廃棄物処理事業)及び中間貯蔵施設の整備等(これらを「特措法3事業」)を実施するなどしている。

## (2) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

### ア 復旧・復興予算の執行状況等

集中復興期間において、23年度から27年度までの5か年度に措置された予算現額(歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)に予備費使用額及び流用等増減額を加減したものであり、前年度から繰り越された額は含まない。)の合計額33兆4922億円の27年度末現在における執行状況は、支出済歳出額27兆6231億円、翌年度繰越額1兆4111億円、不用額4兆4579億円(うち27年度の執行における不用額5118億円)であり、集中復興期間5か年度全体の執行率(支出済額の予算現額に対する割合)、繰越率(繰越額の予算現額に対する割合)、不用率(不用額の予算現額に対する割合)をみると、それぞれ82.4%、4.2%、13.3%となっていた。

### イ 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況等

復興関連基金事業157事業の実施状況をみると、国庫補助金等交付額は計4兆4483億円、27年度末までの基金の取崩額は2兆7683億円、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合(基金事業執行率)は62.2%、27年度末に保有している国庫補助金等相当額は1兆3746億円となっていた。同157事業のうち77事業において、各基金団体は、27年度末までに3064億円、28年度(28年8月末現在)に323億円、計3387億円の基金残額(運用益を含む。)を国庫に返納していた。

復興交付金事業について、集中復興期間において8道県及び96市町村に復興交付金2兆8720億円が交付されていて、このうち約9割に当たる7県及び88市町村が基金を設置造成等してこれを取り崩して実施する事業(基金型事業)を選択していて、23年度から27年度までの5か年度の実施計画分に係る交付額は計2兆6415億円、取崩額は計1兆6326億円、基金事業執行率は61.8%となっていた。基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業(効果促進事業)のうち、あらかじめ事業内容を定めることなく特定の基幹事業に係る事業費の一定割合を一括して先渡しで配分されるもの(効果促進事業(一括配分))は、24年度から27年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額計2429億円のうち事業内容が未定の交付額が1099億円あった。

### ウ 集中復興期間における復旧・復興事業の成果の状況

津波防災に関するハード施策に係る復旧・復興事業のうち、防潮堤の整備に係る復旧・復興事業は、27年度末現在、沿岸31市町村に福島県の沿岸5市町を加えた36市町村に所在する576海岸において事業が計画されており、このうち集中復興期間における完成施設数は87海岸、完成率は15.1%となっていた。津波防災に関するソフト施策に係る復旧・復興事業のうち、沿岸31市町村の住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難対策について定めた計画の策定状況をみると、27年度末現在、同計画を策定しているのは21市町村で、このうち16市町村は東日本大震災後に策定していた。また、沿岸31市町村における避難施設の指定の状況をみると、東北地方太平洋沖地震による津波で浸水した地域に所在する避難施設が緊急避難場所で49施設、避難所で56施設、耐震性の有無を把握していない避難施設が津波避難ビルで4施設、避難所で168施設となっていた。

恒久住宅等の整備に係る復旧・復興事業のうち、災害公営住宅整備事業等は、東北3県及び沿岸31市町村のうち岩手、福島両県及び30市町村のほか、その他の22市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、759地区における計画戸数29,575戸に対して16,747戸が完成(完成率56.6%)し、整備が完了した地区に係る整備額は4383億円となっ

ていた。集中復興期間に整備された災害公営住宅の入居の状況をみると、入居可能戸数15,617戸のうち14,754戸(94.4%)が入居済み又は入居手続中であり、863戸(5.5%)が入居者未定で空室となっていた。防災集団移転促進事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち22市町村のほか、その他の4市町において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、324地区における計画区画数の8,840区画に対して6,484区画が完成(完成率73.3%)し、整備が完了した地区に係る整備額は1252億円となっていた。集中復興期間に整備された宅地の分譲等の状況をみると、整備された宅地6,484区画のうち5,775区画(89.0%)が分譲等済み又は分譲等手続中であり、709区画(10.9%)が分譲等未定で空き区画となっていた。

地域経済活動の再生に関する復旧・復興事業の成果のうち、集中復興期間に、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(津波・原子力災害立地補助事業)2090億円、地域経済産業復興立地推進事業費補助金(ふくしま立地支援事業)2102億円がそれぞれ国から基金団体に交付されており、27年度末現在の基金の取崩額は、津波・原子力災害立地補助事業に係る基金が111億円(基金事業執行率5.3%)、ふくしま立地支援事業に係る基金が1301億円(基金事業執行率61.9%)となっていた。集中復興期間の両事業を合わせた採択事業者数、完了事業者数、辞退事業者数の状況をみると、採択事業者数は958事業者、完了事業者は407事業者、完了率は42.4%となっている一方で、辞退事業者数は232事業者、辞退率は24.2%となっていた。

#### エ 原子力災害からの復興再生

集中復興期間における原子力災害関係経費の支出済額計3兆1334億円のうち、特措法3事業に係る支出済額が1兆8227億円と全体の58.1%を占めていて、その大部分は汚染土壌等の除染等の費用の1兆6337億円となっていた。そして、除染等による放射線量の低減対策に係る事業全体の支出は1兆8698億円に上り、原子力災害関係経費の59.6%を占めていた。集中復興期間において除染特別地域で実施された汚染土壌等の除染等に係る支出済額は計7850億円となっていた。また、27年度末現在の除染特別地域における除染等の措置により生じた除去土壌及び除染廃棄物(除去土壌等)の仮置場等の箇所数及び保管量は264か所、596万 $\text{m}^3$ となっており、仮置場等から中間貯蔵施設等に搬出した保管量は44万 $\text{m}^3$ (仮置場等の保管量の7.4%)となっていた。27年度末現在の対策地域内における災害廃棄物等の処理状況をみると、推定量116.6万tに対して、仮置場等への搬入量は81.6万tとなっていて、搬入実施率が30%未満となっているのは3町村となっていた。そして、福島県を含む12都県に保管されている指定廃棄物(放射能濃度が8,000Bq/kgを超え、特別な管理が必要な程度に汚染されたものとして環境大臣が指定した廃棄物)の数量は、27年度末現在17.2万tとなっていた。特措法3事業について、集中復興期間における事業実施済額の計1兆5607億円に対して、28年10月末現在の東京電力に対する求償額は計1兆1932億円、支払額は計5062億円となっていた。

#### 4 検査の結果に対する所見

復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が復興基本法に定める基本理念に即して更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後も引き続き次の点に留意するなどして、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 復興・創生期間における復旧・復興事業について、国は、特定被災自治体等との緊密な連絡調整を行うことなどにより事業が迅速に実施されるようにするとともに、集中復興期間の各種事業の実績を踏まえて、円滑に実施されるように努めること

イ 国庫補助金等を交付して実施している事業について、国は、特定被災自治体の意向や要望、被災者の生活再建の見通しなどを十分に把握して、情報提供、助言その他の着実な執行に向けた取組を行っていくこと。また、復興関連基金事業について、国は、基金団体と十分に連携して適切な基金の執行管理を行うとともに、使用見込みのない余剰金等が生じている場合には、



これを国庫に返納することを要請するなど、資金が適切かつ有効に活用されるよう努めること。特に、余剰金等の返納に当たっては、国庫補助金等が復興基本方針に定める復興財源を原資としていることに留意し、適正を期すること

ウ 復興交付金事業について、国は、情報提供、助言その他の必要な協力等を行い、事業の着実な実施に向けて支援を行っていくこと。基金型事業において取崩未済額が多額となっている状況等を踏まえて、国は、特定被災自治体による事業の執行状況に応じた適切な復興交付金の配分を行うとともに、事業が完了して生じた残余额等や効果促進事業(一括配分)における事業内容が未定の額について、基幹事業及び効果促進事業(個別配分)への流用等を一層進めるなどして着実な縮小を図ること。また、効果促進事業(一括配分)について、復興庁は第15回及び第16回の配分を見送ることとしたものの、過年度の交付可能額の通知時において当時の制度要綱で定められた上限額を超えて交付可能額が算定されている事態も見受けられることから、制度要綱の適正な運用についても留意すること

エ 津波防災に関する復旧・復興事業の実施について、国は、復興基本方針において、被災しても人命が失われないことを最重視するとされていることなどを踏まえて、経済性及び効率性にも十分に配慮して、防潮堤等の各種施設や市街地の整備等の施策に関する助言等を着実に実施していくとともに、住民等の適切な避難を確保するための施策についても早期に適切な実施が図られるよう努めること。また、津波防災に関する事業の成果が確実にあがるよう努めること

オ 復興交付金事業等による住宅の供給等について、国は、空室及び空き区画の解消等に向けた助言等に努めること。災害公営住宅整備事業等において、各事業主体が空室の解消のための対策を講じてもなお空室が解消されないことが見込まれ、災害発生から3年を待たずして早期に当該災害公営住宅を有効活用しようとする場合には、一般向け公営住宅としての貸与等を行うことを可能とするなどの対策について検討すること。また、被災地の自立につながることを念頭に、地域経済活動の再生に関する事業の成果が確実にあがるよう努めること

カ 原子力災害からの復興再生のうち除染等の措置について、国は、除去土壌等が仮置場等に長期間保管されていて多額の維持管理費が発生するなどしていることを踏まえて、除去土壌等の保管場所である中間貯蔵施設の整備の促進に努めること。また、汚染廃棄物処理事業について、農林業系廃棄物等が各農家等に保管されていて大きな負担となっていることを踏まえて、仮設焼却施設の設置等による減容化等、汚染廃棄物の処理の促進に努めること。さらに、特措法3事業等に係る事業費について、放射性物質汚染対処特措法等に基づき関係原子力事業者が賠償すべき損害に係る賠償金が東京電力から確実に支払われるよう、求償を適切に行っていくこと

キ 国は、集中復興期間に実施された復旧・復興事業に係る課題やその解決策等に関する事例等の情報を蓄積して整理し、復興・創生期間に実施される事業に反映するとともに、今後想定される災害からの復旧・復興事業に活用していくこと

本院としては、復興基本方針等で定められた集中復興期間が終了して、28年度から復興・創生期間として復興は新たな段階を迎えたことから、復興・創生期間における事業の実施状況についても、引き続き検査していくこととする。